

第45号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「3,200円」を「6,400円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,200円」を「2,400円」に、「600円」を「1,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。